

第1回静岡市・清水市合併協議会

会 議 次 第

1 開 会

会長挨拶 清水市長 宮城島 弘正

副会長挨拶 静岡市長 小嶋 善吉

2 特別記念講演

演 題 「分権型社会の創造と広域都市づくり」

講 師 自治大臣官房審議官 石井 隆一 氏

3 議 事

(1) 報 告

報告第1号 静岡市・清水市合併協議会に関わるこれまでの経過等について

(2) 協 議

< 議案 >

議案第1号 静岡市・清水市合併協議会会議運営規程の制定について

議案第2号 静岡市・清水市合併協議会幹事会規程の制定について

議案第3号 平成10年度静岡市・清水市合併協議会事業計画について

議案第4号 平成10年度静岡市・清水市合併協議会予算について

< 協議事項 >

協議項目及び事業計画等について

情報公開等の取扱いについて

その他

4 閉 会

会長挨拶

会長 清水の市長をさせていただいております宮城島でございます。いよいよ合併協議会開催の運びとなったわけでございますが、合併協議会の規約につきましては両市の議会においてこれを定めさせていただいているところでございますが、その規約によりまして、会長につきましては両市の市長で協議をして決めるというふうなことになるわけでございます。静岡の市長さんとも折々お話をさせていただき、過去にもいろいろそういう御意見について申し上げたこともございますですが、両市それぞれの特性があることはあるわけでございますが、いろいろな静岡側の広い心というふうなこともございまして、当初は私のほうで会長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げさせていただきたいわけでございます。

後ほど自治省の石井審議官から御講演をいただくこととなっておりますが、今日の日本の社会の状況や、広域的な地域振興、あるいは新たな高齢化社会などへの行政需要に対応していくこと、あるいは地方分権や規制緩和の流れといった視点、さらにはこの地域で将来を見据えた発展的な方向を目指す都市基盤の整備などなど、そういったようなところにおいて、両市が合併ということを視野に置いて検討を進めることの意味というのは、大変大きいというふうに思っております。

かねてより静岡市さんと清水市と協力をして、そして両市においてこれからの将来に向けてのいろいろな検討調査もしてきたわけでございます。しかしながら本協議会の発足につきましては、そういった行政としての取り組みとは別に、JCなどの人たちが中心となりまして、我が市において住民発議がされたわけでございます。4万人を超える署名をもって発議がされ、合併協議会の設置というふうなことに進むところとなったわけでございますが、静岡市さんのほうもこれに呼応するというふうなことがございましたし、両市の市議会において、規約等も含めて協議会の設置について正式にこれを決定をしていただいたわけでございます。そして皆様方に委員としてお願いすることになったわけでございますが、両市の各界各層を代表される方々が委員として御就任をいただいたというふうに思っております。これだけの各界各層の両市の方々が一堂に会して、この地域の将来や合併問題を含めた地域の課題の解決ということについて協議をするということは、大変に意義のある歴史的な出来事であるというふうにも思うわけでございます。

そういった意味で、これは傍聴も含めて、みんなの見ているところで、正式な場で合併問題を含めて真剣に協議をすることの意味というのは大変大きいというふうに思っていますし、一般の市民の人たちの関心も大変高いというふうに思っております。両市の市民の期待にこたえていくことの重要性も大変大きいというふうにも思うわけでございます。また将来のこの地域の発展というふうなことを考えたときに、両市民に対して、この地域が21世紀に向けての新たな都市のランドデザインを提示していくような、そういう考え方もやっぱり持たなければならないのではないかと、またそういうところに来ているのではないかと、このように思っているところでございます。その意味で、これから協議会とし

てしっかり議論をしていくように、皆様方の御協力と御支援をお願いを申し上げるところでございますが、いずれにしてもある期間を目途とし、そしてまた計画的に皆様の御協力もいただいて、あるいは精力的にというふうに言ってもいいのかもしれませんが、合併の議論などを含めて議論を進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御協力、御支援をお願い申し上げさせていただき次第でございます。

改めましてごあいさつとさせていただきますが、今後お忙しい中でございますが、そういったことを御配慮の上、着実な検討が進みますように重ねてお願い申し上げて、ごあいさつにさせていただきますと思います。本当にありがとうございます。(拍手)

事務局 それでは引き続きまして、合併協議会副会長、小嶋善吉静岡市長よりごあいさつを申し上げます。

副会長挨拶

副会長 静岡市長の小嶋でございます。

きょうは皆さん、大変お忙しいところ、全員出席ということでありがとうございます。いよいよ市民にとりまして関心の非常に深い静岡合併の問題が正式な場で協議をされるということになったわけございまして、今後ともひとつ実りある議論をしていただくように心からお願いをしたいというふうに思います。

今も会長をお務めいただく宮城島市長さんからいろいろお話があったので、私からは簡単に、今思っていることを申し上げますけれども、この静岡と清水と申しますのは、まさにここに生活している方々からすると境目がないというか、区域がどこからどこまでが静岡か清水かわからないというような状況、そして、もう昔から静岡と清水はいろんな事業を広域的に一体となって推進をしてきたという歴史的な経緯もあります。流通卸売市場とかその他、市民福祉の向上、あるいは市民サービスの向上のために両市が一緒になって取り組んできた問題は数限りなくあるわけでございます。そういうことからしても合併問題、いずれはこういう形で一つのテーブルで議論するということは歴史的な必然であろうと私は思います。

したがって、きょう皆さんにお願いしておきたいことは、そういう歴史的な経緯、そして今の市民の皆さんの交流の現実を踏まえ、そして静岡・清水の長い将来を見据えた、大所高所に立った議論をぜひともしていただくように、きょうは私、副会長としてお願いをしておきたいというふうに思います。それと副会長として1年間、宮城島市長さんを補佐をして、当協議会の円滑なる運営を期してまいりたいと思いますので、皆さんの御協力をぜひともよろしくお願いします。以上です。(拍手)

議事

事務局 それでは合併協議会に移らせていただきますが、事前に2点ほど御了承を賜りたいと思います。

まず1点目は委嘱状の件でございます。本来なら両市長から委員の皆さんにお願いを込めまして手渡すところでございますが、時間の関係上、それぞれの協議項目についてできる限り多くのご意見をお伺いする時間を取らせていただくために、お手元に席次表が配布されておりますので、この席次表にてご確認いただきたいと思いますので、よろしく御理解の程お願いします。

次に、本日、当協議会の監査をお願いしております静岡の松下監査委員、清水の國持監査委員を御紹介申し上げます。今後監査をお願いしてまいります。よろしくお願ひいたします。

松下監査委員 よろしくお願ひいたします。

國持監査委員 清水の國持でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 なお、本日の会議時間は、おおむね3時半ごろまでを目安としておりますので、よろしくお願ひいたします。

前置きが大変長くなりました。それではただいまより合併協議会を始めさせていただきます。

報告第1号 静岡市・清水市合併協議会に関わるこれまでの経緯等について

会長議長、お願ひいたします。

議長 規約によりまして、私が議長を務めさせていただき、会議を進めさせていただきますが、よろしくお願ひ申し上げます。

早速に議事に入りたいと思いますが、まず報告第1号 静岡市・清水市合併協議会に関わる経過報告についてということで、ここまでに至った経過や今まで取り決められた規約等について、事務局から説明をいたさせたいと思います。

事務局 それでは、早速、報告第1号 静岡市・清水市合併協議会に関するこれまでの経緯等につきまして御報告させていただきます。資料の1 - 2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成9年8月18日でございますが、清水市民の7名の方々から、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、清水市長に対し、合併協議会設置請求書及び合併協議会設置請求代表者証明書交付申請書が提出されまして、同年10月27日には、上記7名の

請求代表者から、有権者の 50 分の 1 を超える署名簿を添えまして、静岡市を合併対象とする合併協議会の設置の請求があったところでございます。いわゆる、合併特例法に基づく住民発議でございます。

これに基づきまして、10 月 29 日、清水市長は静岡市長に対しまして、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を求める照会をさせていただきましたところ、12 月 22 日、静岡市長から議会に付議する旨の回答があったところでございます。

このような経過を踏まえまして、平成 10 年 1 月 28 日、静岡市・清水市両市議会におきまして、合併協議会設置議案が可決され、合併に関わる協議を行うための基本的な事項が盛り込まれました協議会規約が定められたところでございます。そして 4 月 1 日、静岡市・清水市合併協議会が正式に設置され、これに基づく必要な協議を、静岡市長と清水市長との間におきまして何回か協議を行い、4 月 21 日、合併協議会規約に関する協議書の締結が行われまして、その協議のもとに本日、第 1 回目の合併協議会の開催に至ったところでございます。

次のページの 1 - 3 ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、8 月 18 日の合併協議会の設置請求書、並びに 10 月 27 日に有権者の 50 分の 1 以上の署名簿を添付されまして、清水市長に提出されました合併協議会設置請求書の写しでございます。合併対象市町村の名称 静岡市。請求の要旨につきましては、要約させていただきますと、清水市と静岡市の都市中心間距離はわずか 10 キロ程度で、両市の緊密な関係は今後さらに深まることが予想されます。このようなことから、清水市と静岡市の合併問題も、その可否を含め、あらゆる事項の協議を尽くすべき時期にあると判断し、合併協議会の設置を請求いたしますというようなことでございます。

次のページをお願いいたします。1 - 4 ページでございます。これは 1 月 28 日の両市の臨時市議会におきまして可決されました合併協議会規約でございます。要点のみ説明させていただきます。

第 3 条でございますが、協議会が担任する事務でございます。協議会は次に掲げる事務を行うものと規定されております。1 号といたしまして、合併の是非を含めた両市の合併の協議。2 号といたしまして、合併特例法第 5 条の規定による建設計画の作成でございます。建設計画といいますのは、合併した場合における新市の将来的なビジョン、マスタープラン等に関する計画の作成のことでございます。第 5 条へ行きまして組織でございますが、協議会は、会長及び委員をもって組織するというようなことでございます。第 6 条、会長は両市の長のうちから両市の長が協議して定めた者をもって充てるということでございます。そのほか、協議会の会議に関することや、幹事会の設置等につきまして、会長が会議に諮って定める等の規定でございます。

資料の 1 - 6 ページをお願いいたします。協議会規約に基づき、両市長が協議を行いま

して、4月21日に定めた協議事項でございます。同じように要点のみ述べさせていただきます。

第2条の委員の定数でございますが、協議会の委員の定数は40人とする。第3条で、会長は清水市長とする。第4条、学識経験を有する者、これにつきましては、ここにありますように、(1)静岡市関係、(2)清水市関係、そして第3号で両市の長が認める静岡県の職員お二人、合計16名が学識経験を有する委員でございます。そのほか協議会に要する経費、あるいは費用弁償の額等について根拠規定を定めたものでございます。

1 - 8ページ、別紙1をお開きいただきたいと思います。合併協議会事務局規程でございます。これは4月21日、両市長が協議して定めた事務局の組織等に関する規定でございます。要点のみ説明させていただきます。第2条、所掌事項でございますが、協議会の会議に関する事、協議資料の作成に関する事、広報及び広聴に関する事、庶務に関する事等でございます。そのほか、幹事会の組織、職務専決事項等の規定が盛り込まれております。

次のページ、1 - 9ページをお願いいたします。合併協議会の財務規程でございます。これにつきましても、4月21日に両市長が協議いたしまして、財務に関する必要な事項を定めたものでございます。第4条、予算の編成でございます。会長は毎会計年度協議会の予算を編成し、年度開始前に協議会の会議に諮らなければならないということになっておりますけど、これにつきましては附則に経過措置規定がございまして、平成10年度、要するに今回に限りまして、平成10年度の予算につきましては第1回目の協議会に諮ることになっております。

それでは次のページ、1 - 10ページをお願いいたします。別紙3でございます。協議会の費用弁償等に関する規程、これも同じく両市が協議して定めた費用弁償等の額及び支給方法に関し必要な事項を定めたものでございます。第3条、委員への謝金でございます。規約第8条第1項第3号、これは両市の市議会正副議長、第4号、これは両市の市議会議員、第5号、これは学識経験者でございますが、これらの方には次の額の謝金を支給するというような規定でございます。

次のページをお願いいたします。1 - 11ページでございます。先ほど1 - 6ページの協議書の中で、協議会の委員の定数につきましては40名と申し上げましたけれども、現在清水市の助役が1人制のために1人欠員ということで、現員は39名となっております。監査委員は先ほど司会者のほうから御紹介をさせていただきました。

次のページ、1 - 12ページをお願いいたします。これは1 - 8ページの事務局規程第3条の規定によりまして定められました合併協議会の事務局でございます。以上14名が事務局を担当させていただきます。よろしくをお願いいたします。

簡単でございますが、以上経過報告を終わらせていただきます。

議長 改めて、合併協議会に係る経過につき事務局から報告をいたしました。この経過等につきまして何か御不明等の点がありましたら、御質問をお受けしたいと思います。

これまでの経過を整理してということで、御理解をいただいたということで、次に移らせていただきます。

それでは協議に移ってまいりたいと思いますが、協議議案の第1号 静岡市・清水市合併協議会会議運営規程の制定について。それから、議案の第2号 静岡市・清水市合併協議会幹事会規程の制定については、関連がございますので一括して協議をお願いいたします。これについて、事務局から説明を求めます。

議案第1号 静岡市・清水市合併協議会会議運営規程の制定について

事務局 資料の2 - 1ページをお開きいただきたいと思います。

静岡市・清水市合併協議会会議運営規程の制定について、御説明を申し上げます。これにつきましては、合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、合併協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

2 - 2ページをお開きいただきたいと思います。要点のみ御説明をさせていただきます。

第2条、基本方針といたしまして、会議は原則公開とするということでございます。第2項、会議の運営に際しましては、市民の意見の反映と、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとするということでございます。第3条、会長等の責務でございます。会長は副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならないということでございます。第2項、委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。このように、第3条は会長等と委員の責務の規定でございます。

第4条、会議の開催。会議の開催は計画的に行うものとするということでございます。それから第5条、会議の開閉等でございます。第3項へ行きますと、議長が必要と認めるときは、会議に諮って学識経験を有する者その他関係者の出席を求め意見を聞くことができるという規定でございます。第6条、会議の進行でございます。会議の進行は、出席委員の大方の賛同をもって進行するということでございます。この規定につきましては、会議の議事の表決の方法でございますが、通常の会議の場合には出席者の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによるというような決め方が多いようでございますが、本協議会の性質上、このような表現をさせていただいたところでございます。

第7条、傍聴でございます。会議は傍聴することができる。第2項へ行きますと、会議

の傍聴については、会長が会議に諮って別に定める。後ほど次のページで御説明をさせていただきます。第9条へ行きまして、会議録等の公開でございます。会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とするということでございます。この規定の施行日は5月15日から施行するものとするという考え方でございます。

次のページ、2 - 3ページをお開きいただきたいと思います。ただいま申し上げました会議運営規程7条第2項の規定に基づきまして、会議の傍聴に関する要領でございます。要点のみ説明させていただきます。

第2条、傍聴席の区分でございます。会議の傍聴席は、次の表の左欄の対象者ごとに同表の右欄の区分、一応まあ大まかにはこんなふうに考えていきたいと思っております。それから第3条、傍聴の方法。一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。第2項、傍聴券の交付を受けようとする者は、会議の開催日10日前までに協議会事務局に申し出るものとする。第3項で、前項の規定により、申し出が一般傍聴席の数を上回るときは、抽選により傍聴券の交付を受けられる者を決定するものとする。この規定につきましては、傍聴の数について会議の会場の広さによりまして制約されますので、会場での混乱を避けるために、このような定め方をしたらどうかというふうに考えているところでございます。以下、第4条の傍聴席に入ることができない者、あるいは第5条、傍聴人の守るべき事項、それから第6条、傍聴人の退場の規定、そして第7条、写真・映画等の撮影及び録音の原則禁止等の規定でございます。そのほか、細部については会長が別に定めるといような規定でございます。

第2号議案 静岡市・清水市合併協議会幹事会規程の制定について

事務局 引き続きまして、3 - 1をお願いいたします。議案第2号でございます。静岡市・清水市合併協議会幹事会規程の制定について御説明いたします。この規定につきましては、規約第11条第2項の規定に基づきまして、協議会の会議に提案する協議事項につきまして、事前に調査や研究、資料の作成等を行い、会議の円滑な運営を図るために設置しようとするものでございます。

3 - 2ページ、次ページをお願いいたします。幹事会規程です。簡単に説明させていただきます。第2条の組織でございます。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織するというところでございます。メンバーにつきましては、協議会の会長が選任した者をもって充てるということになっております。それから第5条へまいりまして、ワーキンググループでございます。幹事会で検討すべき事項の細目につきましては、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会にワーキンググループを置く。後ほどちょっとメンバーが出てまいります。それから第6条で専門調査検討グループ。会長が特に必要と認められた事項につきまして、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会にさらに調査検討グループを置くことができるということになっております。これにつきましては、専門的な事項について調査検討する場合に設置を予定しているものでございます。

次のページ、3 - 3ページをお願いいたします。先ほど申し上げました幹事会のメンバーでございますけれども、静岡市・清水市の部長職を選任する、これ参考でございますが、これは案でございます。そして次の3 - 4ページでございますが、ワーキンググループの案でございます。それぞれ各部局の主幹あるいは課長補佐等が予定されているところでございます。

それから3 - 5ページでございますが、今まで申し上げました合併協議会の推進機構図、これ参考でございますけれども、合併協議会の推進機構体系はこの図のようになるということでございます。一番上に、合併に関する基本的事項を協議する合併協議会がございます。で、協議項目としましては、先ほど申しました3点がございます。で、合併協議会から幹事にいろいろな事項について調査研究の指示をします。そして、幹事はさらに細目につきましては、左側の下にありますようにワーキンググループに、幹事の所管、それぞれの幹事が所掌する事務についての調査研究、行政水準のすり合わせ等を行うわけでございます。右側のほうの専門調査検討グループでございますけど、これは例えば財政問題について調査検討する必要性が生じた場合には、財政担当関係者だけでグループを編成する必要があるだろうということで、専門調査検討グループもワーキンググループと並列で設置したらどうかというようなのが幹事会規程でございます。以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明のありました協議議案の第1号及び第2号につきまして、御質問、御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

委員 運営規程について、もう一度ちょっと念のため確認させていただきたいのですが、2 - 2のページでございますが、第6条の会議の議事は出席委員の大方の賛同をもってという1項は、先ほど事務局から御説明がございましたように、過半数をもって進行し、同数の場合は議長裁決であるという具体的な考え方に、具体的にはそういうことであるということ間違いはございませんか。

事務局 説明不足で大変申しわけありません。一般の会議においては、ただいまおっしゃったような決め方が多いですけども、本協議会はその協議会の性質上、大方の賛同をもって進行するという規定にさせていただきましたというふうに申し上げたつもりでございますので、大方の賛同というのは、過半数ということにするという意味ではございません。一般の会議、要するにこの協議会以外ではそういう決め方が多いですけども、本協議会については大方の賛同をもって進行すると、そういうふうに申し上げましたので、ひとつ誤解のないようによくお願いいたします。

議長 という意味だそうでございますが、よろしいでしょうか。

委員 具体的に、どういうことだと解釈していいのか、私にはちょっとわからないのです

が。

議長 事務局もう一度説明をお願いします。

事務局 この協議会につきましては、これからいろんな議論が展開されると思います。で、そういう中では、細目についてですね、いろんな御意見をお持ちの方がありますけれども、多数決でもって決するというような性質ではないだろうと、この合併協議会の性質からいって。そういうことで、大方の賛同をもって次の議事に進行したらどうだろうかというふうに事務局としては考えまして、提案をさせていただいたものでございます。多数決ということはですね、過半数ということは、もう例えば挙手をした場合ですね、1人でも多ければそれは多数決になりますですね。そうでなくて、大方の委員さん方納得して、それでは次のステップへ進みましょうというようなことが好ましいではないだろうかということで、このような表現をさせていただいたものでございます。

議長 あえて何かそういうふうなことでここに入れたということのようですが、よろしいでしょうか。

委員 はい、結構でございます。

委員 それでは幾つか質問をさせていただきますが、最初にですね、この運営規程の2条に原則公開とするとあります。で、先ほどの講師の方も、この合併そのものについては、地域住民の皆さんの意思と、市民の皆さんにとってそのことがハッピーなのかどうかと、これが重要であると。で、そこで決めるんだというふうにおっしゃったわけですが、まあそのとおりだと思いますが、そういう面から見てですね、この静岡市・清水市の住民が、やはり一番、今、問題にしているのは、この合併についてあまりよくわからないと、どういことになるのかよくわからないということだもんですから、これがわかるようにするというので、この原則公開ということがですね、非常に重要になるというふうに思うわけでありまして。で、そういう点からですね、この公開っていうのは原則っていうふうにあります。で、この原則っていうのはどういうのかっていうのがまず1点。

それからもう1つはですね、まあ傍聴を今も許しておりますし、記録の公開も当然だと思いますが、広聴、広報ですね、こういう点についてはどういうふうにするのかということで、やはり住民の意見をよく聞く、住民にどういうことなのかよく知っていただいて意見を聞くと、こんなことが必要だと思いますので、まあそこを重ねてですね、どういう広聴広報をするのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから今のはですね、その大方という問題になりますが、その大方っていうのは、まあ、半分より上なんだよと、今の弁を聞くとね、半分以上をちょっと過ぎてたじゃだめだよと。そうするとですね、まあ、そんなような雰囲気を感じたわけですが、90%とか、全会一致が一番望ましいわけですが、この大方というのは一体どんなふうにはですね、

まあ会長がですね、ああこれは大方だなんていうふうに思って、会長の恣意によって大方を決めるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

それからその次が、会議の原則公開、会議録ですね。これは先ほども言ったですが、この会議録については、その幹事会規程も今第2号議案であったわけですが、この幹事会とワーキンググループにいるんな資料が出されてきて、そしてその資料をこの合併協議会に出されて、それも含めて全部これを公開するというふうに解釈してよろしいかということが、まあ、1つはあります。それから……

議長 いかがですか。一度に多く質問されましても。どうですか。こちら辺で一遍とめてもらって、答えてもらったら。今までのところで4項目についてちょっと答えてください。

事務局 原則公開とするという解釈でございますが、これはこの協議会の委員さん方でこの解釈は御議論いただく性質かもしれませんが、事務局といたしましては、今後何回かこういう協議会を開催してる中で、どのような議案が出てくるかわかりません。あるいはプライバシーの問題も出るかもしれません。そういうふうなことを想定してですね、原則公開。原則公開ということはほとんど公開ということになりますけれども、非公開でやるべき議論するようなものももしあるとすれば、そのときには協議会に諮って非公開ということもあり得るということですね、あらかじめ今何があるかっていうことはありません。しかし、原則公開という精神をくみ取っていただければありがたいというふうに考えております。

それから、広聴の方法につきましては、きょうの御案内の会議次第にありますように、協議事項の中で情報公開の方法について、またこれも後ほど御議論いただきたいというふうに考えておりますので、後ほどにしていきたいと思います。

それから、大方という判断でございますが、これについても、これは会長一人が大方というふうに判断をする、あるいは委員さんが判断する、いろいろ議論があろうと思いますけれども、事務局としては、協議会として大方賛同というふうだろうというふうに考えておりますので、その辺を御確認いただければありがたいと思います。

それから、会議録の中で、幹事会の問題も出ました。で、この幹事会っていうのは、今想定されますのは両市の部長、それからワーキンググループは両市の課長補佐級等ですね、非常に細かい資料の作成、これはすべて協議会の指示に基づいて作成するものでございます。したがって、ワーキンググループでの、幹事会等での資料は非常に多くにわたると思いますので、その幹事会から協議会へ出された資料は、これは公開になると思いますけれども、幹事会の資料等の議論等についてはちょっと公開は無理だろうと、事実上無理だろうというふうに事務局としては考えております。

議長 以上のお答えでよろしいでしょうか。

委員 それじゃ、最初の公開の問題は、公開に力点が行ってるというか、公開が主だと。で、非公開にする場合は皆さんに諮って非公開にすると、こういうふうに解釈してよろしいですね。

議長 当然ですね、はい。

委員 それから、広聴については、後で論議をすると、こういうことでいいですね。

大方っていうのまだよくわかりませんが、まあこれで大方というふうな解釈は、みんなで解釈するというような感じを受けたわけですが、かなり 100%に近いというふうに解釈してよろしいですね。

その次です。その次の質問ですが、この議案についてですね、きょうはまあ議案の中身があれですけども、議案が渡されてから会議があるまで非常に短かったわけです。で、まあきょうのようなのならそんなに支障はないですけども、これからはですね、いろいろ自分としても勉強したり研究したりしなくちゃなりません。ですから、少なくとも 10 日以上前に議案を資料とともに出していただきたいというふうに、この規約の中にね、そのやはり議案の問題については書いたほうがいいというふうに思うんですが。そのことを提案というか、どのようにお考えになるか、私はそういうふうに提案をしたいというふうに思います。以上。

議長 大方というところの判断についてはね、事務局から話をしておりますように、この会議の性格からいって、過半数をもって決まるとか、3分の2で云々とかいうふうなことで、数で争うようなですね、そういう決め方をすることではなくて、協議を尽くして、大方の皆さんの御理解が得られた時点で決するというふうな趣旨だというふうに御理解をいただき、あくまでも円滑に協議を進めるための会議であると、このように御理解をいただくほうがよろしいのではないかと、このように思います。

それから、今の御意見については、そういうふうになるようにできるだけ努力をして、事前に資料の配付等に努めますが、急を要する場合がありますので、その点は御理解をいただきたい。できるだけそういうふうに努めてまいりたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

委員 原則公開とすることの事項はですね、やはり全面公開を私どももお願いしたいなと思っておりましたが、やはり公開できない内容もあり得るのではないかなと思うんで、まあできるだけ公開するという、非常にポジティブな意味での原則公開であるにとらえたいなと思っておりますが、その辺を確認していただきたいというのと、大方の賛同ということなんですが、第 11 条に補則がございまして、これら大方の賛同はどうだっという内容になりますと、第 11 条で、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定

めるとございますんで、こういった内容で把握してよいのかなという認識をですね、いかなものかっていうのをちょっとお聞かせ願いたいんですが、お願いします。

議長 会議については、趣旨にもありますように、できるだけ公開していくという考え方で進んでいきたいということは、これは、私も小嶋市長も確認をしております。皆さんもそういうお気持ちだと思っております。しかし、会議が進んでいく過程の中で、少しずつばらんにいろんな話をしてみようやというふうなことも出てくるかもしれません。これわかりません。で、そういうときが出たときには、あくまでも皆様方にお諮りをしてやるということで、原則公開と、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、今の2番目の、大方というのは、先ほども申し上げたようなことでね、できるだけみんなが協議を尽くして、そして決めていくという考え方で、わざわざこういうふうな文章にしたということで御理解を願いたいというふうに思います。

委員 ひとつこの運営規程の解釈の仕方についてお聞かせいただきたいと思いますが、まず、この運営規程のですね、協議会そのものの会期というものをうたわなくてよろしいのか。現在これは1年置きに会長が代わられるということで、この協議会そのものの規程についても1年置きにということになるのか、その辺の規程の流用期間といいますかね、運用期間を限定する必要はないのかどうなのかということ、1点御質問させていただきたいと思います。

事務局 2 - 2ページの会議運営規程にございましては、これは1年ごとではございません。今後この協議会が存続する限り、この規程を適用していくという、そういう考え方でございます。

委員 それを確認させていただいた上でですね、この協議会のですね、いつまでに協議会を最終段階まで決定をするんだというようなところの、新聞紙上にも市長のコメント等も出ておりますけども、後ほど事業計画等でその辺のところは出てくるのかもしれませんが、それは事業計画で定めるとか、単年度の事業計画のみならず、その長年の事業計画は後ほど定めるということで解釈させていただいてよろしいのでしょうか。

事務局 今後の協議項目あるいは事務計画等でございますが、平成10年度につきましては後ほど御提案をさせていただく予定でございます。協議会の全体につきましては、会議次第にありますように、協議事項の中で、皆さんで御協議をいただきたいというふうに、そんなふうにご考えております。

議長 後ほどの協議事項の中で、まあ、その辺のことなどについても出てくるというふうに思っていますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

委員 私も2条の関係で、意見だけは述べておきたいというふうに思ったんですが、原

則公開という問題については大分議論されたですけども、私はここを統一的に、具体的に考える必要があるというふうに思っております。その1点はやっぱり、市民への、この傍聴の問題ですよ。ここをやっぱり最大限努力をして、多くの人たちに入っていただくという問題があるかというふうに思っているわけですが、もう1つは、先ほど出ました広聴広報問題ですが、これも公開の問題として、大事なテーマとして取り扱っていただきまして、本当に市民各世帯一人一人に渡るといようなことで、また御意見も聞くといようなことでも、広聴広報活動を徹底するといことが大切だといふふうに思っております。それといま1つは、公開の問題としては、会議録及び資料、各自治体とも情報公開条例をつくっているわけでありまして、本当に模範的なこの場合は公開をすると、情報の会議録を公開するといようなことで、今後努めて同一的に考えて、本当に原則公開に値する取り組みをお願い申したいなといふふうに思っていることが1点です。

それとの関係で、傍聴に関する問題として、傍聴に関する要領がありますが、その中で、10日前までこれを受け付けして云々という問題があるんですけども、これはできれば当日なるべく近いところでやっぱりやる必要があるんじゃないかなといことが1点と、それからもう1つは会場の問題があります。きょうはここでここのようにやられているわけでありまして、会場のスペース、並びに市民が本当に気軽に会場に出向くことができる場所、そういう場合は、市役所の大会議室とか、清水の場合はマリンビルとか、普段使われているところで、できる限り経費のかからないように行うという姿勢をやっぱりこの会場の問題でも示す必要があるといふふうに思っておりますけれども、ここは具体的にちょっと答えておいていただきたいといふふうに思っております。

事務局 傍聴に関する要領の第3条2項の10日前という件でございますけれども、これは予定しておりますことは、大勢の場合ですね、抽選をして、そして傍聴券を郵便で発送をするといような作業を考えまして、10日前といような決め方をさせていただいたとここでございますので、御理解をいただきたいと思っております。それから会場のスペースにつきましては、これ、まあできるだけ大勢の方に傍聴できるような会場といことでございまして、会議室、役所の会議室とか、先ほども具体的にマリンビルとか話がありましたけれども、こういったことを含めまして、次回日程が決まりましたら会場選定をさせていただきますと思っております。

議長 よろしいですか。

委員 すみません、ちょっとお聞きしたいとこなんですけど。一般市民で一般傍聴席とございますが、これは静岡市、清水市の方だけであるのかといことをちょっと確認したいといのとですね、あと開催日10日前までにとい件、この郵送費とかやっぱりお金かなりかかってくるかと思うんですけどもね。先着順ではまずい理由があるのかなといのちょっとお聞きしたいんですけども、どうぞ、よろしくお願ひします。

事務局 一般市民の解釈ですけども、基本はやはり静岡市民、清水市民を優先させて

いただきたいと思います。それじゃ清水市以外の方はということがございますけれども、これについては第8条の補則でもってある程度対応できるだろうというふうに考えます。

それから先着優先というお話がございました。これはですね、先着優先ということは非常に難しい、取り扱いに難しい面がありましてですね、電話で申し込みをする方もあるだろうし、葉書で申し込みされる方もあると思います。そして、もう次回の日程が決まらなくても申し込みを出しちゃう方もあると思いますので、いわゆる日程が決まってから、その日程を公開しまして、その中で抽選するほうが公平ではないだろうか、まあそんなふうに考えております。

この規定の趣旨をぜひ御理解いただきたいと思います。原則公開でできるだけチャンスをつくっていくという考え方があります。しかし、それが混乱を招くことがないようにということが趣旨でございます。制限をするとか、そういうためにこの規定を定めるといわけじゃなくて、スムーズにやるためにということで御理解をいただきたいと思います。

議長 それでは、なお、御意見もあるかもしれませんが、今まで提案のありました第1号議案並びに第2号議案につきましては、この説明のありました事務局案どおりの決定で御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、議案どおりの決定とさせていただきます。それこそ、大方ではなくて、みんな賛成したから。(笑)それで、2回目からの協議会につきましては、会議の傍聴に関する要領に従って、傍聴の受け付け等を進めさせていただきますと思います。

議案第3号 平成10年度静岡市・清水市合併協議会事業計画について
議案第4号 平成10年度静岡市・清水市合併協議会予算について。

議長 それでは引き続きまして、協議議案の第3号 平成10年度の事業計画について、並びに協議議案第4号 平成10年度静岡市・清水市合併協議会予算について。これも関連がございますので、一括して御協議をお願いしたいと思います。これについて事務局から説明を求めます。

事務局 資料の4-1ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号 平成10年度静岡市清水市合併協議会事業計画について御説明申し上げます。

次の4-2ページをお開きいただきたいと思います。1の事業目標でございますが、平成10年度は合併協議会の初年度といたしまして、静岡市・清水市の現状把握を行うことを

主眼に置いて、次の事業を行うことを目標としたいと考えております。

1点といたしまして、合併した場合の新市のランドデザインの策定に向けた基礎調査の実施でございます。これは両市の沿革とか地勢、人口等の概況や主要プロジェクト等を踏まえまして、新市のランドデザインの策定に要する基礎的な調査を行うものというふうに考えております。2つ目といたしましては、行政制度の実態把握でございます。これは行政事務、それぞれの行政事務内容の現況調査分析でございます。3点目といたしましては、情報の提供及び収集。各種媒体を活用しまして、情報の提供及び収集を可能な限り行うということを主眼に置きまして、2の具体的な事業内容といたしましては、(1)会議の開催でございます。5回程度の開催を予定しております。飛びますけれども、(5)に、先進都市視察調査の実施ということも考えておりますので、この視察を含めると都合年6回、本年度については年6回というような考え方になろうかと考えております。

それから(2)に戻っていただきまして、新市のランドデザイン策定基礎調査の実施でございます。協議会の意向に沿った新市のランドデザインの策定に向けた基礎調査を民間調査機関に委託をし、実施していきたいと考えているところでございます。(3)の、行政制度の実態把握調査の実施でございます。これは静岡、清水両市の行政制度に関する実態把握のための調査の実施でございます。これが幹事会等の仕事になろうかと思えます。

4点目といたしまして、シンポジウム及び講演会の開催でございます。合併に関する理解を深めていただくとともに、市民の啓蒙啓発のためのシンポジウム、あるいは講演会の開催をしていきたいと思っております。6番に飛びまして、市民啓発用冊子の作成でございます。協議の状況等、広く市民に広報するため、市民啓発用冊子等の作成をしていきたいと思えます。7番目といたしまして、アンケート調査の実施でございます。新市のランドデザインの策定に向けまして、市民の意向を把握するため、アンケート調査を実施したいと思えます。その他、幹事会、ワーキンググループ、専門調査検討グループの会議等を適宜開催しまして、円滑な協議の推進に資するようしていきたいと考えております。

5 - 1、次のページをお願いします。議案の第4号です。平成10年度静岡市・清水市合併協議会の予算について御説明申し上げます。

5 - 3ページをお開きいただきたいと思えます。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の歳入。1款1項1目負担金でございます。1,300万円。これは静岡市、清水市それぞれ650万円の負担金でございます。2款2項1目の預金利子でございます。歳入合計1,300万7,000円でございます。

2の歳出です。1款 事業費 1,177万8,000円。1項1目の会議費 391万8,000円でございます。これは委員さんの謝金とか、会議、それから看板、あるいは会場借上料等でございます。2目の広報広聴費 176万円でございます。これはシンポジウム・パネリストの謝金とか、啓発用冊子の印刷製本費、あるいはシンポジウムの会場借り上げとか等ござ

います。3目の調査研究費 610 万円です。これは講演会等の講師謝金とか視察旅費、あるいは行政制度実態調査報告書印刷製本費、あるいは新市グランドデザインの策定調査 300 万円等でございます。この新市グランドデザイン策定調査委託につきましては、発注の時期、あるいは所要経費が現時点では不明でございます。当然ながら協議会の仕様書と申しますが、要望に基づくものでございまして、その時期、経費も不明でございます。したがって、平成 10 年度、平成 11 年度の2カ年事業というよなことになるかということも想定いたしまして、今年度につきましては、予算全体の枠の中でおおよそということで 300 万円をとりあえず計上をさせていただいたところでございます。

2 款総務費 122 万 9,000 円。1 項 1 目の管理費 122 万 9,000 円でございます。これは旅費、消耗品等の需用費、それから資料送付等の役務費、それからコピー使用料等でございます。歳出合計 1,300 万 7,000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局の説明がありました協議事案の第 3 号及び第 4 号について、御意見がございましたら発言をお願いいたします。

委員 2 点についてお伺いしたいんですが。グランドデザインの基礎調査、まあこれ本当に基本的な問題だと思えますけれども、コンサルに委託するときにはですね、単に将来像の、どういう基礎調査をやるのかよくわかりませんが、要するに静岡の歴史と文化、あるいは伝統、静岡の市民性、あるいは清水の伝統文化、同じことになると申しますが、同じように山を抱えているような両市でありますので、その辺のことをしっかりですね、基本的なものを踏まえていただかないと、両市の理念が新しいグランドデザインに生きてこないということが大事だと思うんですね。ですからその辺を、ひとつ注意深くしっかり徹底をしてほしいというのが 1 つです。

先ほど静岡の委員さんから、まあ同じことになるかどうかはわかりませんが、まあ要するに 10 年度の事業計画。来年度あるいは事業計画をどうするのかというのはまだこれからだと思いますが、ある程度のめど、基礎調査のグランドデザインをやって、まあ事務的なすり合わせもあるんでしょうが、来年度どうしていく、あるいはその次どうするのか、そこでデザインができて、例えば 3 年になるのか 4 年になるのか、5 年になるのか、ということが一番の両市の市民にとっても関心の深いところだと思うんですね。ですから、今ここで何年にしましょうということではできないでしょうけれども、ある程度のめどをもって事業計画をぜひつくってほしいなあというふうに思います。後のほうは要望ですけども、前のほうだけお答えをいただきたいと思います。

事務局 今御指摘のありましたように、新市のグランドデザインを調査委託する場合には、そういったそれぞれの都市の特徴、歴史、そういったものを踏まえてですね、策定調査をお願いするということになるかと思います。

議長 なお、申し上げますと、そういったものに対して皆さん方の意見などもうんと出してもらった上で、そういうものを反映させるということも必要だと思いますから、その辺についてはまた十分配慮をしてやっていきたいと、このように思います。

委員 グランドデザインについては同じ要望ですので割愛しますが、5番目の先進都市視察調査ですけれども、事務局で具体的にもし今考えられてることがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 まだこれ特定しておりませんが、ひたちなか市ですね、そういうようなところは既に合併の成立したというようなところもございます。これはもう少し委員さん方の意見とかですね、情報を集めまして、次回には具体的に協議、御報告させていただきたいと思います。まだ決まっておりませんが、正式には。

委員 まあこれから検討されるようではございますけれども、非常に、まあ大きく言えば日本の国の中で非常に注目される合併だと思っておりますよ、合併の協議会だと思っておりますね。そういうことで、先進地ってということになりますと、当然既に合併した都市、先ほど石井審議官から話があったように、例えば古い話でも北九州市の例があるし、あるいは近くはですね、仙台と泉市との合併の問題等もあって、過日も仙台へ行かせていただいたんですが、非常に大成功だったというふうに、年は経ちましたけれども、合併してよかったという、職員自身の考え方といいますか、泉市で反対していた人たちが今非常によかったなというように感じて、受けとめられて進んできた先進都市があるわけではございますけれども、それらも含めて、やはり幅広く情報を収集していただいて、まあこれから決めるということですから、より多くの情報収集を行って、有意義な視察にさせていただきたいなということをお願いだけしておきます。

議長 ありがとうございます。御意見として承らせていただきます。

委員 先ほどの発言にもありましたとおり、ほぼ一緒でございますけれども、行政制度の実態把握ということで1つ質問をさせていただきたくてでございますが、戦後50年、豊かさも貧しさも含めて、この都市を再構築していこうと、これが1つの合併の議論になるわけでございます。その中で、静岡市側が、そして清水市側が、清水市のこういう行政状況というのはどうなっているのか。それで、清水も静岡側がどうなっているのか、この辺の議論をやはりしていかないと、合併が決まって、実は隠し玉があったんだと、(笑)こんな話が出てくれば、まあ率直なお話でございますけれども、そういうことのないようにするには、もう少しワーキンググループなり幹事会の人たちが非常に大変だろうと思っておりますけれども、そのところをやはり重点的に置いていかないと、新しい私はグランドデザインは出てこないだろうと、この辺についてどんなお考えを持っているか、お聞かせ願いたいと思います。

事務局 御指摘のとおりというふうに考えております。で、市の沿革とかですね、あるいは市の概況、これ地勢、あるいは気候、面積、人口等の問題もございます。それから、両市それぞれ総合計画に基づく主要プロジェクトもございます。それから、いろんなあらゆる行政事務の内容、こういった現況調査、分析調査、こういったものをですね、両市の幹事会で作成をいたしまして、この協議会に御報告させていただき、分析検討させていただき、そういう経過を考えております。

委員 まあお答えでいいわけでございますけれども、ここにもございます議員そのものは、その部分を深く務めなければならんということになりますので、具体的に第2回なり第3回の協議会に上程される議題の中で、委員の皆さん方から、それぞれ新たな清水に対して、静岡に対してどんなものを持ち合わせているんですかと、このくらいのことは聞いていただけるんですか。それとも、その辺は、これは議論をして、その中で決めて大方でいいのよと、こういう話になるのか。この辺についてどんなふうに事務局は思っておりますか。

事務局 各種の実態調査、それを踏まえて、それぞれ委員さん方ですね、いろんなお考えというものもあると思います。こういうものを十分、こういう場でもって出させていただきまして、それによってランドデザインを探るといふ、そういう流れになるというふうに考えております。

委員 2点ほどお伺いしたいと思います。1点は、先ほどからランドデザインの件の説明は当局のほうからありましたが、市民のアンケートの調査の件なんですが、なかなかアンケートの内容、質問する内容によってもいろいろ方向性が変わってきますし、またタイミング等もありますので、いつごろ、どんな格好でやるのかということをお聞きしたいと思います。それから2点目で、まあ今回こういう格好で中島屋でお世話になりましたが、また次回は清水のほうでということ、まあ、会場をあっち探したり、こっちを探したり行ったり来たりするようになるかと思うんですが、将来もこんな格好でいくのか。もうじき立派な建物が近所にできますし、グランシップのことですけれども、そんなこともありますので、その辺の会場のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。以上、2点です。

事務局 アンケートの方法等でございますけれども、これにつきましては広報広聴の関係になりますね、後ほどの協議事項の各委員さん方の要望を踏まえていきたいというふうに考えておりますけれども、これはできるだけ大勢の方にアンケート調査という技術的なことは、いろいろ考えております。それから、会場等につきましてはですね、これはやはりできるだけ大勢の方が傍聴できるような会場ということでございまして、例えばグランシップというような、そういうものが完成されればですね、そういうふうなところでの開会ということ、非常に好ましいというふうに考えております。

アンケートの時期につきましては、これは会議の進行状況によってですね、会議の情報、会議の進行の状況を広報しながらアンケートを求める。例えば、先ほどランドデザイン

のお話が出ておりますけれども、ある程度の、その辺の状況がこの協議会としてまとまっているような時点においてですね、こういうようなことが今議論されているけれども、市民の皆さん方はどんなでしょうかというような、そういう時期をとらえるためにですね、現在では何月ごろというのは特定は今できないということです。

委員 すみません、議長ね、ここにたばこの灰皿があるんですが、この会議は禁煙ということで、よろしいですね。今回からずっと。(笑) その場合には、途中でですね、できましたら休憩を若干取っていただくようお願いいたします。

それで質問、要望なんですけどね、この静清合併の問題につきまして、皆さんの中、大方の方ですね、政令都市を目指してということをおっしゃっていました。そういうことで、この議事ですね、この進め方の中にも勉強の中にも、政令都市というものを頭に置いてですね、やっていただきたいなあと、そういう研究もしていただきたいなあと、そういうことを要望しておきます。

委員 先ほど来、新市のグランドデザインの策定に向けた基礎調査とか、あるいはこれらについては民間調査機関に委託をしていきたいというようなこと、また10年度、11年度にかけて事業計画を進めたいというようなことがございますけども、ここに具体的に、民間調査機関というのはどこをというふうなものが持っておられるのかどうなのか、ちょっと伺いたいというふうに思います。

議長 今はまだ具体的にそういうものを持っていないということでございます。これからまた相談をさせていただくということでございます。

委員 私は、仕事を持っている一市民といたしまして、このまちを愛する市民としての立場としても、この会に参加させていただくつもりであります。

それで、ただいままで伺ってますと、両方の市の議員さんとか、行政の担当者の皆さんは、本当に何か、専門的なことで、よくわかりなんでしょうけども、私のような一市民からちょっと発言させていただくと、何かもっとこうわかりやすい形で市民に見せていただく、いろいろ情報提供から。ですから、これはまあ市民のこれからの、次の世代、まあ21世紀に向けての市民のためのまちづくりを考えていく場であるわけですので、本当にこの市民の皆さんにわかりやすい形で情報提供とかそういうことを見せていっていただきたいと切に要望いたします。

それで、例えば1つ要望なんですけども、よく合併した場合に、行政サービスの低下をするのではないかと、そういう議論がありますけども、私のような、あんまり行政の専門家ではありませんので、行政サービス、市民サービスっていうんですか、市民サービスっていうのは何なんだろう。例えばわかりやすく、結婚届を出すとか、離婚届を出すとか、それから住民票とか、そういう項目いっぱいあると思うんですけども、そういう市民サービスってそもそも何なのって、そういうところからわかりやすく皆さんで議論をお願いし

たいと思います。ちょっと要望でございます。

議長 御意見、御要望ごもっともだと思います。今日は、一番最初ですから、規程だとか、そういう何か約束事みたいな、予算とか、何かそんなような話になっているので、多少そういうふうに使われたかもしれませんが、本来は、今お話があったようなことをこの場でいろいろと御議論していただくとか、皆さんがそういった気持ちを述べていただくとか、それに対して今度はまた皆さんが議論していただくとかね、そういうふうな場がだんだんこれからの会議のなり方になるだろうと、こんなに思っています。

小嶋副会長 今まで御議論とか御意見ありましたけども、本来この協議会っていうのは協議会のメンバー同士の議論の場なんですよ。要するに、事務局としては、そのわかっていること、情報提供はしますけども、事務局はですね、やっぱり、この協議会のメンバー同士の中でお互い議論をやりやっていたとというのが一番いいんじゃないかなあと思うもんですから、そういうような形でして行って、みんながそのひとつの方向へ議論が集約していくっていうのが一番望ましいんじゃないかなと思います。ですから、事務局というのは、あくまでも事務局ですから、いろいろ聞かれたら、その資料を出すとか、そういうことはできるけれども判断はしません。判断するのはこの協議会のメンバーの皆さんということで、ひとつ御理解いただきたいと思います。

議長 じゃ、まだ発言をしていない委員。

委員 この合併協議会は、本当に市民に開かれた協議会でなければなりませんと思います。その意味でも、この広報広聴ということを非常に力を入れていただきたいと思いますが、この予算で見ますと、啓発による冊子印刷製本費が 130 万となっております。両市でこの 130 万でどの程度にこの冊子を何部ぐらいつくって、どのような配付方法で皆様に、開かれたこの協議会を啓発、皆さんにお知らせできる広報に役立つかということで、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

事務局 委員さんご指摘の予算につきましては、協議会として新たに作成する、その冊子の予算でございます。一番市民に広く周知できる方法として、「広報しみず」あるいは「広報しずおか」がございます。それから「広報しみず」「広報しずおか」の特集号というようなことがありますけれども、これはここの予算に入っておりません。したがって、毎回ですね、きょう広報課の職員が来ておりますけれども、毎回「広報しずおか」「広報しみず」では、ここの予算に乗ってませんけれども、こういう状況の広報をさせていただく。あるいは、そういう定められました広報紙の特集号も考えております。それ以外の広報の印刷製本費ということで御理解いただきたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

委員 先ほど静岡の市長さんがおっしゃいましたようにね、私もこの論議を聞いていて、

何か議会で当局に対して質問をするような事項が非常に多いような感じを受けまして、このグランドデザインの問題とかね、行政制度の実態把握の問題なんかについてもね、十分この委員同士で議論を交換した上で次の段階へ移るということで、委員同士の議論を中心に、ひとつこの次は進めていただきたい。要望しておきます。

議長 はい、ありがとうございます。

委員 この会計の明細書を見ましたら、私一番気がつきましたのは、金額の多い順になりますと、やっぱり委託料の次が報償費ということで、委員の謝金ということになっておると思うんですよ。それに比べて、広報の部分の金額が少々少ないかなというような気がいたしまして。この謝金という部分に関してですね、少しどうなのかなっていう気持ちでしたんですけどね。この辺は、委員の皆さん、ほかの皆さん、どんなふうにお考えになるかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですけど。すいません。

議長 これはこういった協議会などをつくる場合について、条例等で定められた謝金を当然お支払いするというのに、規程ではなっております。今回は静岡市さんと清水市と若干その規定が違いますが、静岡市さんのほうの規定に合わせた形で、この規程を定めさせていただいてきているということで、ルールに従ったもんだというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

委員 先ほどの質問と似たような意見でありますけども、まず今年の10年度の事業計画の第1項目として、いわゆる全体の会期を決めるべきではないかなというふうに私は思ひます。まあ事務局の皆さんもですね、おおむねその辺のところはつかみどころというのがあるのではないかなというふうに思ひますので、それをぜひつけ加えていただきたいなというふうに思ひます。そんな中で、次回でも結構ですから、全体のですね、まあ3年とか4年とかというような話が今両市長からも出ておりますんで、もしできましたら両市長からもですね、その辺の全体の会期がどのくらいであるべきだというような話がもしございましたら御意見をいただきたいなというふうに思ひます。そんな中で、本年度の事業計画を具体的に議論するのが筋じゃないかなというふうに思ひますので、1点御提案申し上げます。

委員 今、全体の会期というか期間についての話がありましたんですけども、きょう、事業計画そのものが今出されてきたわけでありまして、我々にとっては全体のフローというのがよくのみ込めてないっていうか、いわゆる今年度の部分出てきたわけでありまして、全体のフローがある中で会期ってというのが大体どれくらい必要だろうか、限られた年間の中の5回なら5回の会議というものが定められている中で、どれだけやっぱりそのグランドデザインに対して我々の意見が盛り込められるだろうか、あるいはどれだけ会議をやったらできるだろうという、全体的なフローがわからない中で、今その期間の定められるだろうかというふうなものがあるわけですね。だからその辺が示されない中で、今いつまでにというふうなね、非常に判断が難しいという問題がありますので、できれば全体

のフローというものをですね、事業計画フローっていうんですかね、そんなものをつかむ中で、期間的な議論をしたらいいんじゃないかなというふうに思いますので。

委員 ですから、今この事業計画の中で会期を決定しようというのではなくて、その今おっしゃいました全体のフローを議論をし合って、その中で大体何年ぐらいがいいんじゃないかっていう議論を、本年度の事業計画の中で議題として上げるべきではないかという、私の提案です。

委員 この会議やりましてね、期間というものを設けさすとですね、この期間ていうのが一人歩きする方向になることは間違いないと思うんです。両市民のところにそういう面が一番最初に入るっていうことですので、できるだけこういう形のもはですね、かっちりと決めるっていうことじゃなくて、やはり両市民に理解を得てやっていこうっていうのが原則でありますので、あんまりこう完璧に、完璧にこれやろうっていうんじゃないで、やっぱり皆さんの理解を得るためには、どんな期間か、まあ迅速にやるっていうのが原則ではございますが、こういう形でやられたほうが結構じゃないかなあと。ましてや、両市長さんが言われたなんていうことになると、これはもうとんでもない話になってしまいますんで、ぜひとも言わないでいただきたいなあとと思います。(笑)

議長 目標をもって会議を進めるということの必要性も、これ皆さん十分御理解はいただいていると思います。しかしこの会議やる中で、一体どんな項目をどの程度どういうふうに勉強したり検討するのかということも、まだきょう初めてこういう会議を持ったところでございます、そこでもう目標決めちまえというのも、なかなかこれもおっしゃっているように、今年のうちになんかそういうことをやれというふうなお話ですから、その辺の趣旨についてはみんな十分理解をしていると思いますのでね、今後の会議の進行の中で、おいおいそういうことについても当然話題となってくるというふうに思っていますし、事務局でもそういうことを考えるというふうに思います。

委員 事業計画の1から2を見ますと、非常に市民の啓蒙啓発っていうような言葉に見られますように、もう決めてしまって、それを市民に啓蒙啓発するというような雰囲気が出ているわけですが、先ほどから皆さんの中からも意見がありますように、市民の意見を、市民の考えで動かしていくと、このことをやはり最重点で運営をしていただきたいと。そういうことは出ているわけですから、そういう表現がないけれども、そうなのはどうかっていうことがあるんですが、市民がどういう意見で、市民がどういうふうに考えて、どういうまちをつくっていくかと、このことが非常に重要だと思うんです。そういう点から、実態把握についてもですね、行政制度の実態把握というふうになってますけれども、それぞれの市民をめぐる、交通問題とか、生活の問題とか、経済の問題とか、環境の問題とか、まあいろいろありますよね。そういうものが実態的にどうなっているのかと、こういう調査をしていただきたいと。そうしてそういう具体的なですね、今の静岡・清水の市民の抱えている問題をちゃんと実態把握をして、その上でどういうまちづくりをしていくかと、こういうふうな方向で行くべきだと思います、私は。

議長 当然そういうふうなことも頭に入れて、この文章の表現や何かのことで若干いろいろあるようですがね、頭の中では十分その辺は、市民生活全体について十分考えた上で対応をしていくということになると思います。

委員 私も今の内容と少し関連するんですけども、デザイン問題とそのアンケート問題ありまして、特にこのアンケートに大変注目をしています。先ほどの講演の中にもありましたように、市民の皆さん方、この合併問題について何を望んでいるかといいますと、これによって私たちの暮らしや経済が、地域のまちづくりがどう夢を託すことのできるのかということで見ているわけですよ。ですから、本来、地方自治体の仕事というのは、自治法でも明記されておりますように、市民の皆さん方の健康なり、安全なり、教育問題について、地方自治体が責任を負うということは明記をされているわけでありまして、今までのずっと市民を見てみますと、一部の団体から出されているいろんなパンフレットが、本当に現実に可能なのかなというような絵がたくさん出ているわけですよ。私はそういう点ではこの70万、まあ両市合わせますと市民のやっぱりニーズ、要望、解決しなくてはならない諸問題、こういう問題が本当に協議会としての確につかめるというような点で、アンケートの内容も考えていただきたいと。あわせて、先ほど抽出してアンケートを取るような感じでありましたけれども、本当に各世帯に届いてアンケートが寄せられるというようなことでぜひ検討すべきだというふうに私は思っております。何か見解があれば述べていただきたいんですが。

あわせて2、3の関係ですが、当然このアンケート問題、民間に委託をされるということになりますけれども、どういう委託になるのかという点が、非常に今行政の委託問題を考えてみますと、関心を持つんですが、この委託していく方法と、その内容問題について協議会として当然かかわって議論が必要だというふうに思うんですよ。先ほど出されておりましたように、アンケート問題によってね、その大体この結果がわかるようなアンケートでは困るわけでありまして、そういうような点について協議会で十分関与して、議論の上で委託されていくというふうに考えているんですけども、考え方があれば出していただきたいと。

議長 これは当然そういうことになると。協議会の皆さんの御意見を伺ってやっていくということですから、御心配は御無用だというふうに私は思いますが、(笑) 思いますが、大分話が進んじゃってね、もう協議項目とか、事業計画とか、この次の会あたりのところまで進んだような気がします。それで、議案の関係もありましてね、議案の3号、4号、これについて、一応きょうここでまず決めさせていただいて、その次に移りたいというふうに思っています。今のお話のようなことについてやりたいと思いますが、議案の3号、4号については、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは、協議議案の第3号と第4号につきましては、原案どおりの決定とさせていただきます。

協議事項 協議項目及び事業計画等について情報公開等の取扱い等について

議長 そして次に、協議事項として協議項目、今後の協議項目ですね、この会議での。あるいは事業計画等について。それからまた情報公開の取扱い等について、その他でもって皆さんに御協議を願うことになってます。こちらに移りたいと思います。これについて事務局から。

予定時間が若干経過はしていますが、今度の協議項目とか事業計画等について、あるいは情報公開の取扱い、その他ということについて、皆さんからこれは御意見を伺うとか、御協議を願うというふうなことでございますので、御意見がありましたらお願いします。

委員 先ほどの少し中に入った感じがしますが、次回までに、もしできればそういう事業計画等々について、どんな形に進めりゃいいだろうかというのがあればですね、それをまた叩いていくというふうなことで、全体の事業計画どういうふうに進めたらいいだろうかっていうほうをちゃんとつくっていただいて、それをみんなで叩いて、これなら進めるだろうとか、この辺もう少しこういうふうにしたらいいんじゃないかっていうやつをね、やっていったらどうかなというように思いますけども。

議長 今のような御意見を参考にして、次回の開催に向けて十分検討をさせていただくというふうに考えておりますが。

それでは、そのほかに何か事務局からありますか。

事務局 それでは、きょう予定の時間が20分ほど経過しておりますけれども、とりあえず次回の日程についてお諮りさせていただきたいと思っております。

今、静岡市さんの事務局ともいろいろ協議させていただいておりますけれども、両市の議会の関係もございまして。それから静岡市の選挙の問題もございまして。それぞれ委員さん方も大変御多忙な中の方たちでございまして。そういう中で、計画的にこの協議会も開催していきたいというふうな中でですね、大変恐縮でございまして、7月4日、土曜日でございまして、土曜日の午後、第2回目を開催するようなことはいかがでしょうか。御都合を御協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 今事務局から提案がありまして、今回は、いろいろな日程の都合等で7月の4日の土曜日でございまして、恐縮ですがお願いをしたいということでございまして。それぞれ御都合やいろんな用件もあろうというふうに思いますが、できるだけこの協議会の性格からいってですね、皆さんの日程を調整をするのも困難なことでもございまして、ぜひ御協力をいただいて、この線で進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。また、詳しい内容や協議していただく内容等については、先ほどの御意見も参考にして、追って通知をさせていただきたいと思っております。

それでは、次回は7月4日の午後ということで、清水市の会場で開催をさせていただくということにさせていただきます。

本日は、基本的事項についてのルールなどを決めさせていただきましたが、また委員さんから協議などについての御意見もかなりいただきましたので、これらを基に、今後、事務局において具体的な協議スケジュール等、事業計画などを作成し、次回合併協議会に提案させていただいた上で協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、本日の協議を一応終了とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)